

ジュビロ磐田ファンクラブ会員規約

■第1条【適用範囲】

本規約は、株式会社ジュビロ(以下「会社」といいます)が運営する「ファンクラブ」、英文では「JUBILO IWATA FANCLUB」(以下「本会」といいます)に関して、第4条に定める会員(以下「会員」といいます)による利用の一切に適用されるものとします。

■第2条【弊社からの通知】

1. 会社は、会員に対し必要な通知事項(本規約を含む)を、随時、会社の公式サイト(以下、単に「公式サイト」といいます)上で公表します。
2. 前項の通知事項は、会社が当該事項を公式サイト上に掲示した時点より、効力を生じるものとします。

■第3条【本規約及び本会のサービスの内容及び変更】

1. 会社は、本規約及び本会のサービスの(会員特典・会員専用サイトの各種サービスを指し、以下、それらを総称して「本サービス」といいます)の内容を、会員の了承を得ることなく、随時変更することが出来、会員は予めこれを承諾するものとします。
2. 本規約及び本サービスの内容の変更等に関する会社から会員に対する告知は、会社が別途定める場合を除き、公式サイトでの公表をもって行い、公式サイト上に掲示された時点から、変更後の内容がその効力を生じるものとします。

■第4条【会員】

1. 本規約における「会員」とは、第6条所定の本会への入会申請を行い、会社が第7条により入会を承諾した個人をいいます。
2. 会員は、会社が定める本サービスを利用出来るものとします。

■第5条【入会資格】

1. 入会申込者が次の事項のいずれかに該当する場合、本会に入会することが出来ません。
 - (1)入会申込時の記載事項に虚偽、誤記、記入漏れ等がある場合
 - (2)入会申込者が実在しない場合
 - (3)入会申込者の承諾なくして他人が申込んだ場合、及び偽名による申込みの場合
 - (4)入会申込者による入会申込の目的が、入場券等の不当な売買行為または座席等の不当な占拠行為である、若しくは入会申込者がその行為の常習者であると会社が認める場合
 - (5)入会申込者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜Гロ、特殊技能暴力団、準暴力団、匿名流動型犯罪グループ、その他これに類する反社会的勢力(以下「反社会的勢力等」という)、不当なクレームやスタジアム内外およびインターネットで迷惑行為を繰り返す者であるとか会社が認める場合
 - (6)自らまたは実質的支配者等が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係にある場合
 - (7)反社会的勢力等に自己の名義を利用させた場合
 - (8)自らまたは第三者を利用して、過去に次の行為をした場合
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害しまたは信用を毀損する行為
 - ⑤反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する行為
 - ⑥悪感商法、マルチ商法などの悪徳商法およびその行為
 - ⑦その他前各号に準ずる行為
 - (9)会社又は入会者は、相手方が第1項各号を確認することを目的とした調査を行う場合、それに協力するものとします。
 - (10)過去に入会及び退会を繰り返しており、それらが適切でないものであるとか会社が判断した場合
 - (11)本会の年会費の決済方法として、入会申込者が指定した決済手段が無効である場合
 - (12)入会申込をした時点で本会との何らかの支払いを怠っている場合または過去に支払いを怠ったことがある場合
 - (13)入会申込時において、満18歳未満の未成年者とその保護者の同意を得ずに入会申込した場合
 - (14)入会申込者の住所(会社から送付物の送付先)が日本国外である場合
 - (15)本規約または利用規約等に違反した場合
 - (16)その他、会社として不適当であると会社が認める場合

■第6条【入会申込】

1. 本会への入会申込は、本規約の内容に合意頂ける方のみが、別途定める方法で行うものとします。なお、本規約で「入会申込書」とは、本会への入会を希望し、本条所定の入会申込を行った方で、会社の承諾を受ける前の方をいいます。
2. 会員は、入会申込の時点で、本規約の内容に合意しているものとみなされます。
3. 環境依存文字を使用したお名前登録は一切出来ません。環境依存文字を使用している場合は、入会申込者の承諾なくで会社に変更出来るものとします。

■第7条【入会の承諾及び会員資格の取消】

1. 会社は、前条の入会申込者が第5条の事項のいずれにも該当しない場合に、その申込を承諾します。
2. 会社からの承諾の意思表示は、第12条の会員証の発行または特典の提供をもって行い、入会申込者がこれらのいずれかを受領したときから会員資格を得て本サービスを利用することが出来るものとします。
3. 前項の承諾後、会員が第5条の事項のいずれかに該当していることが判明した場合、会社は、会員へ事前通知することにより、その会員登録を抹消し、当該会員の会員資格を取り消すことが出来るものとします。
4. 前項に定めるほか、会員において、特典の不正取得、特典の不正利用、虚偽の通知、第13条・第19条・第20条各号に定める禁止行為、または、その他会社との信頼関係を著しく損なう行為等を行った場合には、会社は当該会員の会員資格を取り消すことが出来るものとします。
5. 本条第3項及び前項の規定により会社が当該会員の会員資格を取り消した場合、第8条第3項に定めたとおり年会費は返還しません。

■第8条【年会費】

1. 第9条の有効期間に対応する本会の年会費は、会員種別に応じて別途定めるものとします。また、年会費以外の利用料金の支払いを要する任意の有料サービスを行う場合、会社は、別途その利用料金を定めて会員に対して明示します。なお、当社にて会員の承諾を得ることなく消費税税率の変更に伴い消費税を改訂するものとします(自動更新の承認となる会員を含みます)
2. 会員は、本条第1項に定める年会費等を会社の定める方法により支払うものとします。
3. 会社は、第17条の規定により有効期間内において会員資格が終了した場合を含み、理由の如何を問わず年会費を会員に対して返還いたしません。
4. 年会費等の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、会員負担とします。

■第9条【有効期間】

会員資格の有効期間は、2026年1月1日から2027年6月末日までの1年6ヶ月とします。ただし、有効期間の途中に入会された場合、会員資格の有効期間は、当社が当該会員のサービスの利用登録をした日から2027年6月末日までとします。申し込み完了後の会員区分の変更、有効期間途中での会員区分の変更はできません。

■第10条【自動継続】

1. 会費をクレジットカードによる支払方法にした場合、毎年、年会費の自動更新手続が行入るものとします(以下、「自動更新」といいます。)。ただし、プラチナは自動更新手続の対象外となります。自動更新の対象となる会員が、自動更新を希望されない場合は、自動更新手続が行われる前までに、会員ご本人が自動更新をしないための手続を行うものとします。
2. 会員は、会員資格の自動更新が行われる場合を除き、会員資格の有効期間満了日をもって、会員資格を喪失するものとします。

■第11条【会員資格の更新】

1. 自動更新の対象となる会員は、当社が別途指定する期日までに、自動更新をしないための手続を行わない限り、翌年度の年会費の決済が完了した時に、前年度と同入会申込者が決定した会員資格を更新したものとみなします。
2. 自動更新の対象となる会員以外の会員は、当社から、当社が決定した時期に、会員資格の更新のご案内をいたしますので、会員資格の更新を希望される場合は、都度、会員資格の更新の手続をして下さい。
3. 会員資格の自動更新又は前項により会員資格の更新となった会員は、会員規約及び利用規約等を承諾したものとみなされます。
4. クレジットカードの有効期間切れなどその他の理由により自動継続の決済が完了しなかった会員は、当社が別途定める期間内に、再決済の手続を行った場合に限り、自動更新されるものとします。

■第12条【会員証】

1. 会社が第7条第1項の承諾をする場合、会員証を発行し、これを会員に貸与します。
2. 会員は、その表面に氏名が記載された会員本人に限り、当社が定める有効期間中のみ利用可能とし、会員による本サービスの利用に際して必ずご提示頂きます。当該提示がない場合、本サービスを受けることが出来ないとします。
3. 会員は、会員証の紛失、盗難等の場合、直ちに第31条記載の「ジュビロファンクラブ事務局」宛に連絡するものとします。
4. 会員証の紛失・盗難・破損・汚損等された場合、当社所定の手続きにより再発行いたします。この場合、ICカードの再発行手数料として1,500円及び消費税、決済手数料が、情報サービスの再発行手数料として500円及び消費税、決済手数料がかかります。なお、再発行が完了するまでの間、本サービスが利用できないことがあります。

■第13条【譲渡等の禁止】

会員は、会員証、会員番号及び本規約に基づく会員としての地位を、いかなる第三者(以下「第三者」といいます)に対しても貸与、譲渡、売買、使用許諾、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為は出来ません。

■第14条【会員個人情報の取扱い】

1. 会員は、住所、電話番号、電子メールアドレス、支払方法等入会申込時の記載事項に変更があった場合、速やかに会社所定の方法により第31条記載の「ファンクラブ事務局」宛に届ける。もしくは、会員専用サイトから自身に変更することとします。
2. 会員は、その住所の変更に限らず郵便局に対して転居届を出す等、会社から会員宛の送付物の送付先である住所地の変更手続に細心の注意を払うものとし、これらの注意を怠ることにより発生する送付物の再発行送付料金をすべて負担するものとします。
3. 婚姻等により姓の変更等のお届けがある場合、なりすまし防止のため、会員ご本人であることの確認を受けて頂きます。
4. 入会申込時の記載事項及び本条第1項の変更届出に関する責任はすべて会員が負うものとし、それらが原因となり発生する情報、送付物の不到達その他の不利益に關して、会社は一切の責任を負いません。
5. 2回以上にわたる送付物が会員に届かない場合、会社では、その原因が解消されるまで送付物の発送を停止し、サービス提供の義務を負わないこととします。
6. ファンクラブ会費のお支払方法の変更は、別途当社が定める期日までとします。
7. 環境依存文字で既に登録されている会員名は、会員の承諾なくで会社に変更出来るものとします。

■第15条【会員の特典】

1. 会社は会員に対し会員の資格及び種類に応じ、別途定める会員特典を付与するものとします。会社は、会員特典の内容事項を随時かつ任意に見直すことが出来るものとします。
2. 別途定める会員特典として、会員の資格及び種類に応じ、ジュビロ主管公式戦ホーム試合観戦時の来場特典を付与するものとします。但し、受け渡しはジュビロ主管公式戦ホーム試合開催日のスタジアムでの受け渡しのみとし、それ以外の交換対応いたしません。
3. 電子メール、送付物等が会員の事情または会員が契約する携帯電話会社の事情により会員に到達しない場合でも、会社は特典に関する受付期間延長等の対応をいたします。
4. 会員特典の保管期間は付与した当該シーズンにおける会員有効期間に限られるものとします。
5. 別途定める特典の付与について、会員ごとに特典の変更の対応は行わないものとします。

■第16条【特典の紛失・盗難等】

会社は、会員が取得したすべての特典について、紛失・盗難その他理由の如何を問わず再提供の義務を負いません。

■第17条【会員資格の終了】

1. 会員の会員資格は、以下の事由のいずれかに該当する場合、終了するものとします
 - (1)会社所定の手続きを行い、本会を退会した場合
 - (2)第7条第3項または第7条第4項に従い、会社が会員の会員資格を取り消した場合
 - (3)会員が死亡した場合
 - (4)会社が本条第1項に就いてその会員資格を終了した場合、当該会員はその他の会員としての諸権利を失うものとします。
 - (5)本条第1項(2)号の事由がある場合には、会員資格の取消に加えて、未使用のすべての特典の利用停止、返還請求その他の措置を講ずることがあります。また、本条第1項(2)号の事由に基づき会員資格の取消を受けた場合には、本会への以後の参加を認めない場合もあります。
 - (6)会員資格及びこれに基づいて会員に付与されるあらゆる特典は、会員の一身専属のものとし、相続されないものとします。
 - (7)会社は、3年間住所不明かつ特典の利用がない会員に対し、翌年の自動継続を停止し、自動退会とさせていただきます場合があります。

■第18条【自己責任の原則】

1. 会員は、本サービスの利用に関して一切の責任を負うものとし、会社に対して何等の迷惑または損害を与えないものとします。
2. 本サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合、または会員と第三者の間で紛争が生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、会社は一切の責任を負いません。
3. 会員は他者の行為に対する要望、疑問若しくはクレームがある場合は当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
4. 会社は、本会及び本サービスの利用により発生した会員の損害一切に対し、会社にご同意または看過がある場合を除き、損害賠償義務を負わないものとします。
5. 会社以外の第三者が会員に対して提供するサービス等の利用に関連して会員が損害を受けた場合、会社はいかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。

■第19条【営業活動の禁止】

会員は、本会及び本サービスを利用して、営利を目的とした行為及びその準備を目的とした行為を行ってはならないこととします。

■第20条【その他の禁止事項】

1. 会員は、次の行為を行わないものとします。
 - (1)会社または第三者の著作権、商標権等の知的所有権を侵害する行為、またはそのおそれがある行為
 - (2)第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、またはそのおそれがある行為
 - (3)第三者になりすまして本会に入会する行為
 - (4)他の会員になりすましてサービスを利用する行為
 - (5)同一人物による複数会員区分への重複入会を行う行為
 - (6)会員証、会員番号、パスワード、入会特典、当選品を含む、当選メール、会報等の郵便物等を第三者に転売、譲渡する行為
 - (7)会社または第三者を誹謗中傷・差別する行為
 - (8)会社または第三者に不利益を与える行為、またはそのおそれがある行為
 - (9)本会の運営を妨げる行為
 - (10)前各号の他、本規約、法令または公序良俗に違反する行為、若しくはそのおそれがある行為
 - (11)前各号の行為を第三者に行わせる行為
 - (12)営利を目的としたチケット・グッズ(プレゼント品含む)・選手サインの転売行為

■第21条【会員番号及びパスワード使用の停止等】

1. 会社は、次の事項のいずれかに該当する場合、当該会員の了承を得ることなく、当該会員に対して設定・発行した会員番号及び/パスワードの使用を停止する場合があります。
 - (1)第三者により会員番号または/パスワードが不正に使用されている場合、またはそのおそれがあると会社が認める場合
 - (2)第7条第3項または第7条第4項に定める会員資格の取消事由に該当するおそれがあると会社が認める場合
 - (3)その他会社が、緊急性が高いと認める場合
2. 会社が前項の措置を一切の事由により当該会員がサービスを利用することが出来る、それにより会員に損害が発生した場合でも、会社は、その一切の責任を負わないものとします。

■第22条【本会の終了】

1. 会社は、6ヶ月前までに会員に対して告知することにより、会社の裁量で本会を終了し、会員に対するサービスの提供を中止することが出来、会員に対し、入金金及び年会費の返還の責任を負わないものとします。
2. 本条第1項の場合、本会及びサービスの利用により会員または第三者が被った損害等に関し、会社は一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

■第23条【会員情報の取扱い】

会社は、会員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、電子メールアドレス、年会費の決済に必要な情報、本サービスの利用履歴等会員に関する情報(以下、これらを総称して「会員情報」といいます)を取得・保有するものとし、会員情報の保護に必要かつ適切な措置を講ずることとします。

■第24条【会員情報の利用目的】

1. 会員情報の利用目的は次の各号のとおりとします。
 - (1)本会の会員特典等の商品発送等本サービスの提供
 - (2)チケット、商品、サービス等の販売促進及びマーケティング活動のための利用
 - (3)当社/パートナー企業から会員に対する商品、サービス等のご案内
 - (4)本会及び本サービスに関するお客様サポート
 - (5)会社の商品、サービス等本会に関するお知らせを会員宛に電子メール、郵便等により送付すること

■第25条【個人情報の第三者提供】

1. 会社は、以下の場合を除き、会社が取得する会員の個人情報、会員の同意を得ないで第三者(会社が本会に関する業務を委託するもの及びその再委託先を除く)に対して提供しないものとします。
 - (1)事前に会員の同意をいただいた場合
 - (2)会員に対する本サービスの提供等の際に一部業務を代理店、運送業者、決済業者等に委託する場合
 - (3)データ分析ツール(DMP(Data Management Platform)、MA(Marketing Automation)等)を用いたマーケティング活動を実施することを目的とし、リーグ(公益社団法人日本プロサッカーリーグ)並びにその関連会社および同社の子会社をいいます。))に対して、シーズンチケット購入者、ファンクラブ会員、チケット購入者及びチケット利用者の個人情報(の全部または一部(会員の氏名、住所、電話番号、性別、年齢等)を提供する場合
 - (4)当社又は、リーグが適切と判断した第三者(全てとしてクラブや、リーグパートナーなど)が商品、サービス等の広告案内等の販売促進活動を行うために提供する場合
 - (5)個人情報保護法その他の法令で認められた場合
- 当社は、会員資格終了後も、本条第1項及び前項に基づき、いただいた個人情報を利用させていただくことがございます。
- 当社は、個人情報の開示又は提供する業務委託先に対しては、機密保持契約の締結等を行うとともに、個人情報の適切な管理に関する適切な指示及び監督を行います。

■第26条【会員の肖像等の使用】

会社は、会社が会員に対してイベント型の特典を提供する際、当該特典に参加する会員の氏名・肖像・声等を記録・録画・録音し、広報宣伝を目的として、テレビ・新聞・ラジオ・雑誌・インターネット等で放送、掲載、配信等を行うことがあります。会員はこれらの利用について承諾するとともに、承諾しない場合、特典への参加をお断りさせて頂く場合があります。

■第27条【準拠法】

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

■第28条【専属的合意管轄裁判所】

会社と会員の合意において、本規約または本サービスに関して訴訟の必要が生じた場合には、会社の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

■第29条【本規約の変更】

当社は、本規約を変更することができず、本規約を変更する場合、当社は、当社の公式サイトにて本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を告知します。

■第30条【問い合わせ先】

本規約についてのお問い合わせは、次の宛先までお願いします。
〒438-0025 静岡県磐田市新貝2500 株式会社ジュビロ ジュビロファンクラブ事務局
TEL: 0570-00-2010 (10:00～12:30、13:30～17:00、/月日定休)

■第31条【公式サイト】

本規約に基づく通知事項は、下記弊社公式サイトに記載します。
ホームページ: <http://www.jubilo-iwata.co.jp/>